

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約(宴会等も含みます)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) 宿泊者の連絡先
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し、当ホテル又は当ホテル従業員等に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的

範囲を超える負担を要求したとき。

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(8) その他宮城県旅館業法施行条例第5条に規定する場合に該当するとき。

2 当ホテルは、宿泊しようとする者が次に掲げる場合においては、宿泊契約を締結いたしません。

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)」に規定する暴力団(以下、「暴力団」という)、暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員等又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

(3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(4) 宿泊に関し、当ホテル又は当ホテルの従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

(7) 宮城県旅館業法施行条例第5条に規定する場合に該当するとき。

2 当ホテルは、宿泊客が次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

(3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

3 当ホテルが前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び職業。

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。

(3) 出発日及び出発予定時刻。

(4) その他当ホテルが必要と認める事項。

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していた

だきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次の掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の20%
- (2) 超過6時間までは、室料金の50%
- (3) 超過6時間を超える場合、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のステーションナリー・ホルダー等で御案内いたします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国通貨又は第8条第2項の呈示により当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックイン時の前払もしくは、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

4 3日以上にわたる宿泊の場合は、宿泊予定期間中の宿泊料金相当額を前納して頂き、3日目ごとに精算させていただきます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、消防機関から適マークの交付を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損

等の損害が生じたときは、それが不可抗力の場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。尚、お預かりする物品又は現金並びに貴重品が高額に及ぶ場合は、お預かり致しかねる場合もございますので、その節はご了承下さい。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際確認の上お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられ、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊約款の変更)

第19条 法令に基づく場合、当ホテルが変更の必要を認める場合その他この宿泊約款の内容を変更する必要がある場合、当ホテルは、法令に反せずかつ相当な範囲内において、この宿泊約款の内容を変更することができるものとします。

2 前項に定める宿泊約款の内容の変更を行う場合、当ホテルは、法令に定める手続を遵守するほか、適切な方法により宿泊約款の変更内容を周知します。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊料金	宿泊料金	①基本宿泊料（室料（又は室料及び朝食料））
	追加料金	②飲食料又は追加飲食（朝食以外の飲食料） 及びその他の利用料金 ③サービス料（②×10%）
	税金	イ 消費税 ロ 特別地方消費税

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	9日前	20日前
		一般	14名まで	100%	80%	50%
団体	15名以上99名まで	100%	80%	50%	20%	—
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。